

## 第3次健康こうた21計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

別添「第3次健康こうた21計画策定支援業務仕様書」のとおり

### 2 業務の内容

#### (1) 業務名

第3次健康こうた21計画策定支援業務

#### (2) 業務の内容

別添 仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

委託契約締結日の翌日から令和7年3月27日までとする。

#### (4) 見積限度額

4,420,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

(1) 幸田町入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 参加意思表示提出期日において、幸田町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225条）の第21条に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

(5) 幸田町が行う委託契約からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

(6) 過去11年間（平成25年度から現在）に地方公共団体（市町村）が発注の一契約で、調査・分析・計画策定業務を含む健康増進計画の策定業務の実績があること。

(7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

#### 4 参加意思表示の手続きについて

##### (1) 提出書類（各1部）

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 業務実績書（様式3）

※業務実績には、関連会社等の実績は含めないものとする。

##### (2) 提出期限 令和6年3月15日（金）午後5時必着（持参、郵送又は電子メール（[kenko@town.kota.lg.jp](mailto:kenko@town.kota.lg.jp)）とする。ただし郵送については書留郵便に限る。）

##### (3) 提出場所 〒444-0113 愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田84番地

幸田町 健康福祉部 健康課 （幸田町保健センター内）

##### (4) 提出書類に基づき、3に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認められた場合は、その旨を通知する。

#### 5 辞退届

参加表明後辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を担当課窓口に直接持参すること。

#### 6 企画提案書の提出手続きについて

##### (1) 提出書類：提出書類ア～オについては正本1部、副本5部を作成し提出すること。

- ア 企画提案書表紙（様式4）
- イ 企画提案書（次項7による）
- ウ 業務実績体制（様式5）

※本計画に携わるすべての担当者について記載すること。

##### エ 予定技術者調書（様式6）

##### オ 参考見積書（任意様式：正本1部のみ）

※経費ごとに金額を明確に記載し、消費税等を含んだ総額金額とすること。

##### (2) 提出期限 令和6年3月29日（金）午後5時必着（郵送可。ただし書留郵便に限る。）

##### (3) 提出場所 〒444-0113 愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田84番地

幸田町 健康福祉部 健康課 （幸田町保健センター内）

#### 7 企画提案書の作成について

体裁は原則としてA4判（A3折込可）とし、文字サイズ11ポイント以上、総ページ数は20ページ以内とする。また、文字は横書きとする。

要点を簡潔にまとめて作成すること。ただし、下記項目については必ず記載すること。

- (1) 第2次健康こうた21計画の現状把握と基本的な考え方について
- (2) 次期計画の策定ポイント（本町の特徴をどのような手法で分析し、どのように計画策定に反映させるか）
- (3) 策定業務内容について（アンケート調査結果の活用を含めた最終評価の分析、国・県・他自治体との比較を元にした幸田町の地域性・課題を把握した提案、会議の設定を含めた策定検討の計画、成果物の構成についてどのような工夫、差別化を図るか。）
- (4) 業務スケジュール  
※計画の原案は令和6年11月協議会に提案できるようにする。
- (5) 策定における支援体制

## 8 プレゼンテーション

- (1) 趣旨  
提案事業者のノウハウ、実績、経験に基づく事業遂行能力等を見極めるため、プレゼンテーションを実施する。
- (2) 実施内容  
ア プレゼンテーションは原則20分以内とし、終了後審査委員より10分程度の質疑をする。  
イ プレゼンテーションは基本的に企画提案書の順序に従って、本町が抱える課題と解決の視点、体制整備等の視点で実施すること。
- (3) 日時・場所  
令和6年4月17日（水） 幸田町保健センター  
※日時を調整し、参加業者へ個別に連絡する。
- (4) 出席者  
主たる担当者を含めて最大4人までとする。
- (5) その他  
ア 開始10分前には幸田町保健センターロビーにて待機すること。  
イ プロジェクター及びスクリーンが必要な参加業者は幸田町保健センターへ連絡すること。本町にて用意する。ただしパソコンについては参加業者にて用意すること。

## 9 審査について

- (1) 審査方法  
プロポーザル審査を公正に行い、本業務の随意契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するためプロポーザル審査委員会を設置する。  
プロポーザル審査委員会は企画提案内容の評価に基づき総合評価により、最も優れた企

画提案を行った者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてに電子メールにより通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者とし、契約締結に向けて交渉する。  
交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

(4) 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

## 10 質疑について

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式7）に入力し幸田町健康福祉部健康課に令和6年3月8日（金）午後5時までに電子メール（kenko@town.kota.lg.jp）により提出すること。

(2) 質問に対する回答

町が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和6年3月12日（火）までにメールにて回答する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

※提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

## 11 失格事項

企画提案書が提出期限を越えて提出された場合は、その企画提案業者は失格とする。また、次の各号のいずれかに該当した場合は、幸田町の判断により、企画提案業者を失格とすることがある。

(1) 提出書類に不備があった場合または指示した事項に違反した場合

(2) 審査委員会の委員及び幸田町職員に対して、当該プロポーザルにかかわる不正な接触の事実が認められた場合

## 12 その他

(1) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。

(2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。